

仙北市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この補助金は、住宅のリフォーム工事や増改築工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅改善を促進するとともに市民の生活環境の向上及び地域経済の活性化、空き家の利用促進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 次に掲げる事業に係る補助金の交付手続き等について、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 住宅リフォーム促進事業

- ① 一般世帯（持ち家型）
- ② 子育て世帯（持ち家型）
- ③ 子育て世帯（空き家購入型）
- ④ 災害復旧（持ち家）
- ⑤ 移住・定住世帯 一般世帯（空き家購入型）
- ⑥ 移住・定住世帯 子育て世帯（空き家購入型）

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家 自己又は配偶者が所有する住宅であつて、自己居住に供するものをいう。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）・減築などを行うことをいう。
- (3) 増改築 既存の住宅を増築又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (4) 災害復旧 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害（市長の証明を受けた被害に限る。）の復旧をいう。
- (5) 子育て世帯 18歳以下の子が同居している親子世帯をいう。
- (6) 移住・定住世帯 5年以上仙北市外に住所を有し、定住を目的に仙北市に住所を移動しようとする世帯（移動の日から3年以内の世帯を含む）をいう。
- (7) 空き家 人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅（証明者により空き家であったことが証明できるものに限る。）で、かつ、建築後10年を経過した住宅

(貸家を除く。)をいう。

(8) 証明者 当該空き家を所有していた者をいう。

第2章 住宅リフォーム促進事業

第1節 一般世帯(持ち家)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、仙北市内に住所を有し(工事完了後に仙北市内に転入する者を含む)、補助対象者及び工事する住宅の居住者に市税及び市諸収入金の未納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家のリフォーム工事を行う者
- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム工事を行う者
- (3) 親、配偶者の親又は子の持ち家のリフォーム工事を行う者
- (4) 自ら又は配偶者が所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅のリフォーム工事を行う者

(補助対象住宅)

第5条 補助の対象となる住宅は、仙北市内の住宅であって次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上(車庫、物置の面積を除く。)であること。)
- (2) マンション等の共同住宅(2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)に限る。)

(補助対象工事等)

第6条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。)のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 仙北市内に事業所を有する建設業者(法人又は個人)と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 平成31年4月1日以降に工事が完了し、第38条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

(補助対象外工事等)

第7条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (3) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の5パーセントに相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)を限度とする。ただし、当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。

なお、平成22から30年度までの住宅リフォーム促進事業及び本要綱による補助金の交付を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた補助金との合計額で、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第2節 子育て世帯(持ち家型)

(補助対象者)

第9条 補助金の交付対象となる者は、仙北市内に住所を有し(工事完了後に仙北市内に転入する者を含む)、補助対象者及び工事する住宅の居住者に市税及び市諸収入金の未納がなく、18歳以下の子(平成13年4月2日以降に生まれた者に限る。)と同居している次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家の増改築工事やリフォーム工事(以下「リフォーム等工事」という。)を行う者、又はその配偶者
- (2) 親又は配偶者の親が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者、又はその配偶者

(補助対象住宅)

第10条 補助の対象となる住宅は、仙北市内の住宅であつて次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上(車庫、物置の面積を除く。)であること。)
- (2) マンション等の共同住宅(2以上の区分所有者(区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)に限る。)

(補助対象工事等)

第11条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 仙北市内に事業所を有する建設業者（法人又は個人）と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 平成31年4月1日以降に工事が完了し、第38条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

（補助対象外工事等）

第12条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

（補助金の額等）

第13条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の10パーセントに相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円とする。

なお、平成22から30年度までの住宅リフォーム促進事業及び本要綱による補助金の交付を受けた住宅にあっては、すでに交付を受けた補助金との合計額で、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第3節 子育て世帯（空き家購入型）

（補助対象者）

第14条 補助金の交付対象となる者は、仙北市内に住所を有し（工事完了後に仙北市内に転入する者を含む）、補助対象者及び工事する住宅の居住者に市税及び市諸収入金の未納がなく、18歳以下の子（平成13年4月2日以降に生まれた者に限る。）と同居している、次の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家を購入（2親等以内の親族からの購入を除く。）し、平成30年10月1日以降に所有権を取得した（登記をした場合に限る。）者、又はその配偶者
- (2) 所有権を取得した住宅を持ち家としてリフォーム等工事を行う者、又はその配偶者

（補助対象住宅）

第15条 補助の対象となる住宅は、仙北市内の一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）とする。

(補助対象工事等)

第16条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。)のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 仙北市内に事業所を有する建設業者(法人又は個人)と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 平成31年4月1日以降に工事が完了し、第38条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

(補助対象外工事等)

第17条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事(リフォーム等工事に関わる工事を除く。)
- (3) 太陽光発電システムの設置工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

(補助金の額等)

第18条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の15パーセントに相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)を限度とする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

なお、平成30年度住宅リフォーム促進事業及び本要綱による補助金の交付を受けた住宅については、すでに交付を受けた補助金との合計額で、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第4節 災害復旧(持ち家)

(補助対象者)

第19条 仙北市内に住所を有し、補助対象者及び工事する住宅の居住者に市税及び市諸収入金の未納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家の災害復旧工事を行う者
- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅の災害復旧工事を行う者
- (3) 親、配偶者の親又は子の持ち家の災害復旧工事を行う者
- (4) 自ら又は配偶者が所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅の災害復旧工事を行う者

(補助対象住宅)

第20条 補助の対象となる住宅は、仙北市内の住宅であつて次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積を除く。）であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

(補助対象工事等)

第21条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係る災害復旧工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 平成30年10月1日以降の自然災害による災害復旧工事で、工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が10万円以上であるもの。
- (2) 秋田県内に本店又は事業所を有する建設業者（法人又は個人）と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 平成31年4月1日以降に工事が完了し、第38条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。

(補助対象外工事等)

第22条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（災害復旧工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) 平成30年度仙北市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた同一の自然災害による災害復旧工事
- (6) その他、補助金の交付が適当でないと認められる災害復旧工事

(補助金の額等)

第23条 補助金の額は、住宅の災害復旧工事に要する費用の15パーセントに相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円とする。

2 本節による補助金の交付は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第5節 移住・定住世帯 一般世帯（空き家購入型）

(補助対象者)

第24条 補助金の交付対象となる者は、移住・定住世帯に該当し、次の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家を購入(2親等以内の親族からの購入を除く。)し、平成30年10月1日以降に所有権を取得した(登記をした場合に限る。)者、又はその配偶者
- (2) 所有権を取得した住宅を持ち家としてリフォーム等工事を行う者、又はその配偶者

(補助対象住宅)

第25条 補助の対象となる住宅は、仙北市内の一戸建て住宅(同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上(車庫、物置の面積除く。)であること。)とする。

(補助対象工事等)

第26条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。)のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 秋田県内に本店を有する建設業者(法人又は個人)と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 平成31年4月1日以降に工事が完了し、第38条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。

(補助対象外工事等)

第27条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事(リフォーム等工事に関わる工事を除く。)
- (3) 太陽光発電システムの設置工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事

(補助金の額等)

第28条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の15パーセントに相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)を限度とする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

なお、平成30年度住宅リフォーム促進事業及び本要綱による補助金の交付を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた補助金との合計額で、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第6節 移住・定住世帯 子育て世帯（空き家購入型）

（補助対象者）

第29条 補助金の交付対象となる者は、移住・定住世帯及び子育て世帯に該当し、次の全てを満たす者とする。

- （1） 空き家を購入（2親等以内の親族からの購入を除く。）し、平成30年10月1日以降に所有権を取得した（登記をした場合に限る。）者、又はその配偶者
- （2） 所有権を取得した住宅を持ち家としてリフォーム等工事を行う者、又はその配偶者

（補助対象住宅）

第30条 補助の対象となる住宅は、仙北市内の一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）とする。

（補助対象工事等）

第31条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- （1） 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- （2） 秋田県内に本店を有する建設業者（法人又は個人）と工事請負契約を締結するもの。
- （3） 平成31年4月1日以降に工事が完了し、第38条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。

（補助対象外工事等）

第32条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- （1） 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- （2） 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- （3） 太陽光発電システムの設置工事
- （4） 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- （5） その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

（補助金の額等）

第33条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の20パーセントに相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。

なお、平成30年度住宅リフォーム促進事業及び本要綱による補助金の交付を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた補助金との合計額で、40万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第3章 補助金の交付手続き等

(補助金の交付申請)

第34条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォーム工事の着手前に、仙北市住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の10月31日までに市長へ申請しなければならない。ただし、補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事等が要件に該当していることが明らかな場合は、工事着手後又は工事完了後であっても申請書を提出することができる。

- (1) リフォーム工事見積書
- (2) リフォーム工事を行う住宅の全体が写る写真と、工事施工箇所の写真(着手前)
- (3) 固定資産税課税台帳の写し
- (4) 申請者及び工事する住宅の居住者全員の市税等の完納を証する書類
- (5) 工事請負契約書又は請書写し
- (6) 申請者及び工事する住宅の居住者全員の住民票(子育て世帯、移住定住世帯のみ)
- (7) 空き家の証明書(空き家購入のみ)
- (8) 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書)(空き家購入のみ)
- (9) 購入した空き家の売買契約書の写し(空き家購入のみ)
- (10) 市長が発行する被災を証する書面又はその写し(災害復旧のみ)
- (11) 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上(車庫、物置の面積除く。)であることがわかる図面
- (12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第35条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、補助金交付の可否について住宅リフォーム促進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第36条 市長は、住宅リフォーム促進事業補助金の交付決定したものについて、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、住宅リフォーム促進事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第3号)により、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

- (1) 天災その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、リフォーム工事の全部又は一

部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 前号以外の理由によりリフォーム工事を遂行することができなくなったとき。

(事業内容の変更等)

第37条 申請者は、リフォーム工事を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに次に定める手続きをしなければならない。

(1) 第34条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、住宅リフォーム促進事業補助金交付決定変更申請書(様式第4号)により市長の承認を受けること(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)

(2) リフォーム工事を中止し、又は廃止しようとするときは、住宅リフォーム促進事業中止(廃止)申請書(様式第5号)により市長の承認を受けること。

2 前項の場合においては、第35条の規定を準用する。

(事業完了実績報告)

第38条 申請者は、補助金を受けた事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、住宅リフォーム促進事業完了届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事代金の領収書の写しなど支払先を証明する書類

(2) リフォーム工事中及び工事後の施工箇所の写真

(3) あきた安全安心住まい推進事業補助金交付決定額通知書の写し(申請された方)

(4) 住宅リフォーム促進事業補助金交付請求書(様式第7号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第39条 市長は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅リフォーム促進事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第40条 補助金は、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(是正のための措置・報告)

第41条 市長は、第38条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

2 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(財産の管理)

第42条 申請者は、補助金の交付を受け取得した財産・機器等について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第43条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 市長へ提出又は報告する書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第41条第1項の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
- (4) 前条の規定による管理義務を怠ったとき
- (5) その他市長が不相当と認めたとき

2 前項により補助金交付の決定を取り消すときは、住宅リフォーム促進事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 第1項により補助金の返還を命ずるときは、仙北市補助金等交付規則補助金等返還命令書(様式第14号)により行うものとする。

(補則)

第44条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。